

**令和6年度 プロポーザル方式による市有財産
(ニヶ領せせらぎ館自動販売機設置場所)
借受者公募要項**

1 趣 旨

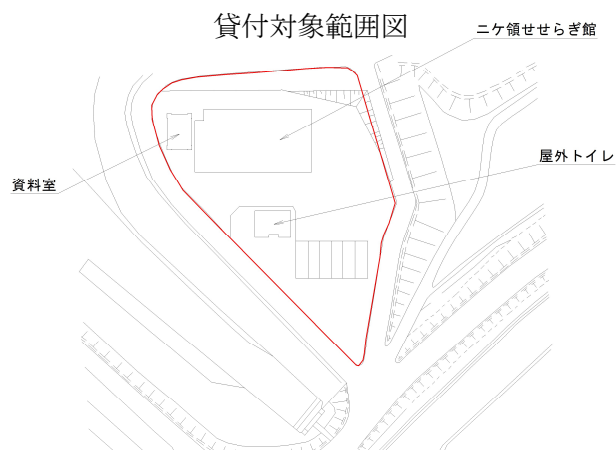
川崎市では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号、同法第238条の5第1項及び「市有財産を有効活用するための基本方針」（平成19年12月策定）に基づき、市有財産の有効活用を推進しています。

本件は、「川崎市新多摩川プラン」を踏まえ、市有財産の余裕部分を活用して歳入の確保や利用環境の向上等によりニヶ領せせらぎ館の効率的・効果的な運用を図ることを目的として、自動販売機及び飲料容器等の回収容器等（以下「自動販売機等」という。）を設置、運営する事業及び利用環境の向上や地域活性化に資する取組（以下「自動販売機設置等事業」という。）を行うことができる法人事業者（借受者）と、市有財産貸付契約の締結に向けて、プロポーザル方式による借受者の公募を実施するものです。

2 貸付物件

貸付物件は、表のとおりです。なお、自動販売機等の用途に使用できる面積は、貸付対象範囲図のうち5㎡とします。

場所 番号	名 称	所在地	区分	消費税	最低貸付料 (円／月)
1	ニヶ領せせらぎ館	多摩区宿河原1丁目5番1号	土地	非課税	80,000



3 日程

「令和6年度 プロポーザル方式による市有財産（二ヶ領せせらぎ館自動販売機設置場所）借受者公募」の日程は、次のとおりです。ただし、やむを得ない事情により変更することがあります。

項 目	日 程
応募申込期間	令和7年1月17日（金）から1月27日（月）まで
参加資格確認通知	令和7年1月29日（水）まで
質疑書の受付	令和7年1月29日（水）から1月30日（木）まで
質疑書に対する回答	令和7年2月3日（月）まで
企画提案書類の提出	令和7年2月3日（月）から2月10日（月）まで
企画提案審査	令和7年2月18日（火）
借受予定者の決定	令和7年2月下旬頃
契約の締結（予定）	令和7年3月中
貸付開始（予定）	令和7年4月1日（火）

（注）土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 応募者の資格要件

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- （2）川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- （3）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- （4）国税又は市税の未納がないこと。
- （5）「令和6年度プロポーザル方式による市有財産（二ヶ領せせらぎ館自動販売機設置場所）借受者公募要項」（以下「公募要項」という。）に定める条件及び法令を遵守し、自動販売機設置等事業を行う資力、能力等を有する法人であること。
- （6）令和4年度及び令和5年度において、自動販売機設置等事業又はこれに類する事業の実績を有していること。
- （7）川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- （8）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- （9）委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結していないこと。

5 貸付契約の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件貸付契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。（貸付物件には河川法第 24 条に基づく占用地を含みます。）

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間の予定です。自動販売機等の設置及び撤去にかかる期間は貸付期間に含めるものとします。

(3) 貸付物件の用途指定

貸付物件は、自動販売機設置等事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。

また、自動販売機設置等事業に必要な工事費、維持管理費、光熱費等の費用は全て借受人の負担となります。

(4) 貸付料

ア 貸付料の算定

貸付料（年額）は次のとおり計算し、各年度の貸付料の合計額を貸付料総額（契約金額）としますので、基本貸付料（月額）を提示してください。なお、各年度の貸付期間に 1 月未満の端数が生じるときは、日割計算により計算します。

貸付料（年額）＝ 基本貸付料（月額）×当該年度における貸付期間の月数（円未満切捨て）

イ 貸付料の納入

貸付料は、当初の年度分の貸付料にあつては貸付期間の開始日から起算して 30 日以内に、次年度以降の貸付料にあつては当該年度の 4 月 30 日までに、川崎市が財産管理者ごとに発行する納入通知書により納入してください。ただし、納入の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日が納入の期限の日となります。

ウ 貸付料の改定

川崎市は、貸付物件について特別の費用を負担することとなったとき、その他正当な理由があるときは、借受人に対して貸付料の増額を請求することができます。

(5) 禁止事項等

貸付物件について、次の行為をすることはできません。また、貸付物件は河川区域内にあるため、河川法、同法施行令その他の関係法令の規定及び占有許可条件を遵守してください。

ア 貸付物件を指定用途以外の用途に使用すること。

イ 貸付物件に建物を建築し、又は工作物を設置すること（財産管理者が、電源等の確保のため必要がある、または施設利用者の利便性向上に資すると認める場合を除く。）。

ウ 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること。

エ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること（財産管理者が、自動販売機設置等事業を行うため必要があると認め、書面で確認を取り交わした場合を除く。）。

オ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

カ 貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

(6) 自動販売機等の設置等

自動販売機等は、次の事項を遵守して設置、運営しなければなりません。

借受人は、貸付期間の開始後、速やかに指定の位置に自動販売機等を設置してください。また、設

置後において財産管理者が、安全管理上支障があると認めた場合は、その指示に従って必要な措置を講じてください。

ア 貸付期間を通じて常に使用可能な状態で設置されていること。

イ 設置に係る電気については、借受者が独自に調達すること。

ウ 設置する自動販売機は水道を使用しないものとし、ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種とすること（年間消費電力量(カタログ値) 1,131kWh／年未満のものに限る。）。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

エ 自動販売機等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全、二ヶ領せせらぎ館の管理運営に十分に配慮すること。

オ 販売品の在庫等の管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理及び近隣住民の生活に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。

カ 自動販売機の付近に飲料容器等の回収容器等を原則として1個以上設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して、適正に処分すること。

キ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）を遵守し、販売品の賞味期限等の衛生管理対策の徹底を図ること。

ケ 川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）、川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（平成7年川崎市条例第11号）その他の関係法令を遵守すること。

コ 借受人は、設置する自動販売機等に対応する窓口等の連絡先を掲示するとともに、自動販売機設置等事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任を持って解決すること。

サ 借受人は、自動販売機設置等事業に関する利用者からの苦情その他紛争が生じたときは、その費用を負担し、自らの責任において解決すること。

（7）販売品

ア 販売品は、飲料とすること（財産管理者が認めた場合を除く。）。なお、酒税法第2条（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を販売することはできません。

イ 販売品の売価は、借受人により任意に設定することができます。

（8）資料の提出等

ア 借受人は、毎年1回、貸付物件に設置した自動販売機の売上実績（売上数量、売上金額）を報告しなければなりません。川崎市は、当該売上実績について、市有財産の有効活用を推進するため必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

イ 川崎市は、借受人が上記の禁止事項に違反している疑いがあるとき、債権の保全上必要があるときと認めるときは、借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

（9）違約金

川崎市は、借受人が上記の禁止事項、資料の提出等の条件に違反した場合には、違約金を請求する場合があります。

（10）貸付物件の引渡しと返還

貸付人は、貸付期間の初日に、貸付物件を現況有姿で借受人に引き渡すものとする。ただし、貸付人に前の貸付期間がある場合において、当該期間に係る借受人、川崎市及び借受人との間に協議が成立したときは、借受人が返還に係る義務を引き継いだものとみなして、当該協議によって定める状態

とすることができます。

6 自動販売機設置場所に関する条件

借受者は、「川崎市新多摩川プラン」、二ヶ領せせらぎ館の利用状況及び管理運営状況の実態を踏まえ、自動販売機等の運営等について提案を行ってください。

(1) 二ヶ領せせらぎ館は、国土交通省の二ヶ領宿河原堰管理所の一部を多摩川の情報発信拠点として活用しています。また、屋外に公衆トイレが設置されており、常時利用することができます。

(2) 二ヶ領せせらぎ館の開館時間及び休館日は次のとおりです。

開館時間：午前10時から午後4時まで（5月から8月の土、日、祝日は午前9時から午後4時まで）

休館日：月曜日（祝日の場合はその翌日）、第1・3水曜日

12月29日から翌年の1月3日まで、その他川崎市が認めた日

(3) 二ヶ領せせらぎ館来館者数は26,892人（令和5年度）。また、多摩川河川敷はウォーカーやランナー、サイクリスト等多くの方々に利用されています。こうした利用者ニーズへの対応も期待されていますので、自動販売機等の設置とあわせた利用環境の向上策について提案してください。

(4) 二ヶ領せせらぎ館及びその周辺では、様々なまちづくり活動が行われており、これらの活動をさらに活性化するための方策を提案してください。

(5) 2に示す貸付対象範囲のうち、自動販売機等を設置する位置及びその台数、設置に必要な面積（㎡）などをレイアウト図に提示してください（自動販売機本体だけでなく、回収容器・石板等の設置も含む）。また、前2号を実行するために必要となる範囲がある場合は、あわせてその位置・台数・設置に必要な面積（㎡）をレイアウト図に提示してください。

7 応募の手続等

(1) 基本的な考え方

ア 川崎市が策定した「川崎市新多摩川プラン」及び公募要項の内容に基づいて「自動販売機設置等事業」を行うことを条件に、対象物件を使用する者（借受者）を公募します。

イ 借受予定者の選定に当たっては、企画提案方式により、提案の内容及び応募者の自動販売機設置の事業主体としての実績、経営基盤等を総合的に審査し、最も優れた評価を得た応募者を借受予定者として決定し契約をします。次に優れた評価を得た応募者を次点者とし、借受予定者が契約しない場合等には、次点者と契約をします。（評価内容により次点者を定めない場合があります。）

(2) プロポーザル実施要項・応募申込書等様式の公表

ア 公表場所・方法：市ホームページで公開している要項等をダウンロードしてください。

イ 公表開始日：令和7年1月17日（金）

(3) 応募の手続

ア 受付期間：令和7年1月17日（金）から1月27日（月）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所：川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎17階

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課 電話 044-200-2268（直通）

ウ 受付方法：応募者は、応募申込書類を受付場所に直接持参してください。**郵送による応募申込の受付は行っておりません。**なお、書類に不備がある場合は申込みを受け付けませんので御注意ください。また、申込前に、必ず貸付等対象物件と関係法令を確認し

てください。

【応募申込書類一覧】

応募申込書類の 区分	必要書類	部数
1 応募申込書	応募申込書（様式 1） ※ 応募申込書に押印する印影について 応募申込みは、法人の資格で行っていただきます。したがって、印影も法務局にて発行される法人の印鑑証明書（3（2））と同一であることが必要です。たとえ法人の代表者であっても、個人の印影（居住地の市区町村役場発行の「印鑑登録証明書」の印影）は無効となりますので御注意ください。 ※ 証明書等の書類について 下記により提出いただく「商業登記簿」、「印鑑証明書」、「納税証明書」は、<u>いずれも発行後 3 か月以内の原本を 1 部</u>提出していただきます。	原本 1 部
2 川崎市暴力団排除条例に関する書類	川崎市暴力団排除条例に係る誓約書（様式 2）	原本 1 部
3 事業者の概要等	（1）商業登記簿（履歴事項全部証明書） （2）法人の印鑑証明書	原本 1 部 （発行後 3 か月以内に取得した原本）
4 自動販売機設置事業報告書	自動販売機設置事業報告書（様式 3）	1 部
5 財務諸表 （有価証券報告書又は決算書）	財務諸表（写し・直前決算 2 年間分） 損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書（利益処分計算書）について法人名を明記して提出	1 部
6 納税証明書	（1）国税の納税証明書 （その 3 の 3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」の未納税額のない証明用） （2）市税の納税証明書 （川崎市内に本社又は事業所がある場合のみ） 交付の申請にあたっては、「未納の税額がない証明（都道府県・市区町村）」を選択してください。詳細は各市税事務所にお問い合わせください。	原本 1 部 （発行後 3 か月以内に取得したもの）

エ その他：応募申込書の提出を受け、参加資格を確認した後、提案資格確認結果通知書を送付します。

（4）質疑書の受付・回答

ア 質疑書の受付：この要項に関する質疑は、質疑書（様式 4）により受付します。電子メール

で提出してください。送信後は、電話で質疑書送信の旨を連絡してください。

受付期間	令和7年1月29日（水）から1月30日（木）まで 受付時間 午前9時から午後4時まで （正午から午後1時までを除く。）
受付場所	川崎市建設緑政局緑政部多みどり・多摩川協働推進課 電話 044-200-2268（直通） メールアドレス 53mikyo@city.kawasaki.jp

イ 質疑書に対する回答：令和7年2月3日（月）までに、電子メールにて全ての質疑書に対する回答を、応募者全員に回答します。（質疑書提出者が特定されると思われる情報は公開いたしません。）

（5）企画提案書類の受付

応募者は、企画提案書類（様式5）を電子メールにて提出してください。送信後は、電話で質疑書送信の旨を連絡してください。郵送による提出書類の受付は行っておりません。また、企画提案書類を提出できる者は参加資格がある者に限ります。

なお、応募者から所定期間内に提出がない場合は、応募申込を辞退したものとみなします。

提出書類	企画提案書類
受付期間	令和7年2月3日（月）から2月10日（月）まで 受付時間 午前9時から午後4時まで （正午から午後1時までを除く。） ※提案書類の内容変更等は、上記の期間内に限り行うことができます。
受付場所	川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課 電話 044-200-2268(直通) メールアドレス 53mikyo@city.kawasaki.jp
留意事項	・ 上記書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。 ・ 提出書類は、理由のいかんを問わず返却いたしません。 ・ 提出された書類は、今回の選考以外には使用しません。 ・ 応募に要する費用は、応募者の負担とします。 ・ 事業計画書についてはA4・10ページ以内で作成してください。 （レイアウト図は枚数に含みません。）

8 借受予定者の選定等

（1）借受予定者の選定方法

応募者の中から、川崎市において企画内容や実施能力等を審査により総合的に判断の上、借受予定者及び次点者を決定します。（評価内容により次点者を定めないことがあります。）

（2）審査の実施

提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき市が審査を実施します。企画提案の審査は、令和7年2月18日（火）を予定しています（時間については後日連絡します。）。

公募要項で規定する提出書類に対して、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、市が補足、修正等の必要性を連絡することはありません。

なお、企画提案書類の内容について、市から質問する場合があります。その場合は、速やかに書面で回答してください。

（3）審査項目

事業主体の適格性（事業を実施する能力や実績を有しているか。）、事業計画の妥当性（利用者への配慮や安全性の確保、防犯対策、トラブル対応が十分なされているか、また無理ない収支計画になっているか。）、借受条件の優位性（貸付料や利用環境の向上策、地域のまちづくりに資する方策

などに優位性があるか。)について審査します。

(4) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査の上、失格とします。

ア 公募要項の定める応募資格要件を満たしていない場合

イ 企画提案書類の内容が、公募要項(7(5) 企画提案書類の受付)に示す要件を満たしていない場合

ウ 企画提案書類に虚偽の記載があることが判明した場合

(5) 借受予定者の決定時期及び審査結果の通知、公表

借受予定者は、令和7年2月下旬頃に決定する予定です。審査結果は応募者全員に通知しますが、審査結果や内容に関する問合せには応じられません。

なお、決定した借受予定者等については公表する予定です。

(6) 借受予定者の決定の取り消し

次の場合には、借受予定者としての決定を取り消します。

ア 借受予定者の決定から契約締結までの間に、借受予定者について資金事情の変化等により自動販売機事業の運営実施の履行が確実にないと市が判断した場合

イ 著しく社会的信用を損なう等、借受予定者として相応しくないと市が判断した場合

ウ 借受予定者が公募要項の定める応募者の資格要件に適合しなくなった場合

エ 借受予定者が本件契約を締結しない場合

9 契約締結

(1) 契約の締結

市と借受予定者は令和7年4月1日(火)までに契約を締結します。借受予定者の企画提案書類の内容を反映させる目的で、契約締結に当たり約款の補正等を行う場合があります。

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受者の負担となります。

なお、借受予定者が本件契約を締結しない場合、借受予定者としての決定は無効となります。また、川崎市契約規則第2条に基づき、今後3年間、川崎市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

(2) 契約保証金

ア 本件契約締結と同時に契約保証金として、貸付期間における基本貸付料総額(各年度の基本貸付料(年額)の総額)の10分の1以上(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる)を納入していただきます。

イ 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受者の請求に基づき利息を付さずに返還します。

ウ 借受者が本件契約上の義務を履行しないときは、川崎市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は川崎市に帰属することになります。

10 貸付料

当初の年度分の基本貸付料(年額)にあつては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、それ以降の年度分の基本貸付料(年額)にあつては当該年度の4月30日までに、川崎市が発行する納入通知書により納入してください。

ただし、納入の期限の日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とします。

1 1 その他

- (1) 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。
- (2) 公募要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、川崎市財産規則、川崎市契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。
- (3) 公募要項に関する問合せ先（担当課）は、次のとおりです。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎17階
川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課多摩川・水辺協働担当
電話 044-200-2268（直通）
FAX 044-200-3973
メールアドレス 53mikyo@city.kawasaki.jp

(様式 1)

応募申込書

(令和6年度 プロポーザル方式による市有財産
(二ヶ領せせらぎ館自動販売機設置場所) 借受者公募)

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

「令和 6 年度プロポーザル方式による市有財産（二ヶ領せせらぎ館自動販売機設置場所）
借受者公募要項」に記載された内容を全て承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

なお、私（当法人及び当法人役員等）は本申込書及び本申込みに必要な書類に記載されている内容は、全て事実と相違ないことを誓約します。

応募者

住所又は 所在地	〒 — 電話 ()
(フリガナ) 法人名・ 代表者名	実印 

(事務担当責任者)

所属・職名

担当者氏名

電話

FAX

Eメールアドレス

(様式2)

川崎市暴力団排除条例に係る誓約書

(令和6年度 プロポーザル方式による市有財産
(二ヶ領せせらぎ館自動販売機設置場所) 借受者公募)

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

私(当法人及び当法人役員等)は、川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないことを誓約します。

また、上記の者でないことを確認するため、川崎市が本様式に記載された全ての者の個人情報をお神奈川警察本部に照会することについて同意します。

応募者 住所又は
所在地

法人名・
代表者名

実印



例)	役職名	フリガナ 氏 名	生年月日 (年号 M/T/S/H)				性別 (M/F)	住 所 (マンション名・部屋番号)
	取締役	カワサキ タロウ 川崎 太郎	S	35	4	10	M	川崎市川崎区宮本町456-1 多摩川マンション301号

(記入上の注意)

- ※ 商業登記簿(履歴事項全部証明書)に役員として記載されている方は全て記載していただく必要があります。
- ※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。
- ※ 住所は、マンション等の場合は部屋番号まで記載してください。
- ※ 印鑑証明書と同一の実印を押印してください。

(様式3)

自動販売機設置事業申告書

(令和6年度 プロポーザル方式による市有財産
(二ヶ領せせらぎ館自動販売機設置場所) 借受者公募)

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

応募者 所在地

名 称

代表者名

「令和6年度プロポーザル方式による市有財産（二ヶ領せせらぎ館自動販売機設置場所）借受者公募要項」の「4 応募者の資格要件」に記載された自動販売機等設置事業又はこれに類する事業の実績について次のとおり申告します。また、記載された内容は全て事実と相違ないことを誓約します。

令和4年度

令和5年度

(様式4)

質 疑 書

(令和6年度 プロポーザル方式による市有財産
(二ヶ領せせらぎ館自動販売機設置場所) 借受者公募)

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

応募者 住所又は
所在地

法人名・
代表者名

「令和6年度プロポーザル方式による市有財産(二ヶ領せせらぎ館自動販売機設置場所)借受者公募要項」に関する質疑書を次の内容により提出します。

No.	ページ	項 目 名	質 疑 内 容
(例)	PO	6 駐車場の〇〇条 件	利用料金の設定は、・・・等

(事務担当責任者)

所属・職名
担当者氏名
電 話
FAX
Eメールアドレス

(様式5)

企画提案書類

(令和6年度 プロポーザル方式による市有財産
(二ヶ領せせらぎ館自動販売機設置場所) 借受者公募)

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

応募者 住所又は
所在地

法人名・
代表者名

「令和6年度プロポーザル方式による市有財産(二ヶ領せせらぎ館自動販売機設置場所)借受者公募要項」による、企画提案書類を提出します。

(事務担当責任者)

所属・職名
担当者氏名
電 話
FAX
Eメールアドレス

<企画提案書類について>

1 企画提案書類の構成

	名称	作成上の留意点	提出部数
1	企画提案書類	様式5を使用	1部
2	事業計画書	A4サイズ、10ページ以内で作成	1部
3	レイアウト図	A3サイズ、縮尺・方位を記入	1部

2 事業計画書について

事業計画書の作成にあたり、次の項目は提案内容となっているので、必ず記載してください。

	項目	記載していただく内容	審査で重視する点
1	貸付料	基本貸付料(月額)	貸付期間における基本貸付料(月額)の総額
2	利用環境向上策	自動販売機の運営と併せて付带的に行う施設利用者、河川敷利用者の利用環境向上策	向上策の内容、自動販売機の付帯機能、施設利用者への効果、施設管理や周辺への影響
3	まちづくり活動活性化方策	自動販売機の設置・運営による地域活性化策	活性化策の内容、地域への波及効果

事業計画書の作成にあたり、次の項目は提案内容を判断する参考資料となります。

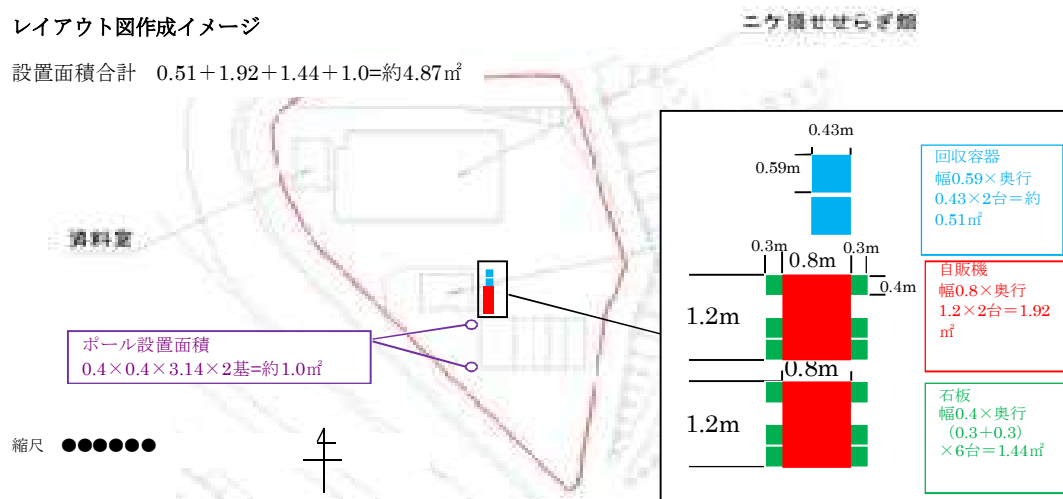
	項目	記載していただく内容	作成上の留意点
1	自動販売機等の仕様	自動販売機、回収容器等の設置台数、仕様、回収方法	
2	設置工事	工事工程と各工事内容 安全確保の対策	無理のない設計・工事内容とすること
3	防犯対策	性能、不法投棄、不正使用防止などの対策	
4	トラブル対応	次のトラブルが発生したと想定して、対応方法と、対応に要する平均的な時間を記載 ・製品や釣り銭の不具合 ・製品や釣り銭の不足 ・機器の故障 ・その他	トラブルへの対応方法 トラブル対応に要する時間
5	収支計画	貸付期間の収支計画の説明	年間売上高、諸経費、設備投資のための初期投資額、撤去費等を記載

3 レイアウト図

	項目	作成上の留意点
1	自動販売機	設置台数・設置物のサイズ・面積を明記すること
2	回収容器	設置台数・設置物のサイズ・面積を明記すること
3	その他工作物	必要となる工作物の設置数・設置物のサイズ・面積を記載すること
4	河川法への対応	必要に応じ、対応を記載すること

レイアウト図作成イメージ

設置面積合計 $0.51 + 1.92 + 1.44 + 1.0 = \text{約} 4.87 \text{ m}^2$



市有財産貸付契約書（案）

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 件 名 | 令和6年度
プロポーザル方式による市有財産（二ヶ領せせらぎ館自動販売機設置場
所）貸付 |
| 2 | 貸 付 物 件 | 貸付物件一覧表のとおり |
| 3 | 貸付料（契約金額） | 金 円 |
| 4 | 貸 付 期 間 | 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで |
| 5 | 契 約 保 証 金 | 金 円 （契約金額の10分の1以上(円未満切上げ)の額） |

上記の貸付物件について、川崎市を貸付人、 を借受人とし、「令和6年
度プロポーザル方式による市有財産（二ヶ領せせらぎ館自動販売機設置場所）借受者公募要項」（以
下「公募要項」という。）に基づき、貸付人と借受人との間において、「二ヶ領せせらぎ館自動販売
機設置場所貸付契約約款」により貸付契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

本件契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸付人と借受人とがそれぞれ記名押印の上、
各自1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 川崎市

川崎市長 福田 紀彦

借受人 住 所

氏 名

貸付物件一覧表

場所 番号	財産名称・場所	所 在 地	貸付面積	消費税
1	二ヶ領せせらぎ館	多摩区宿河原1丁目5番1号		非課税

納入通知額一覧表

場所 番号	財産名称・場所	納入通知額（円）			計
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	
1	二ヶ領せせらぎ館				

二ヶ領せせらぎ館自動販売機設置場所貸付契約約款（案）

（目的）

第1条 この約款は、本件契約の履行について必要な事項を定めるものとする。

（用途の指定等）

第2条 借受人は、貸付物件に自動販売機及び飲料容器等の回収容器等（以下「自動販売機等」という。）を設置、運営する事業及び利用環境の向上や地域活性化に資する取組（以下「自動販売機設置等事業」という。）を行うものとする。

2 借受人は、自ら自動販売機設置等事業に必要な工事費、維持管理費、光熱水費その他の費用を負担して、貸付物件を自動販売機設置等事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければならない。

（禁止事項）

第3条 借受人は、貸付物件について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 貸付物件に建物を建築すること又は工作物を設置すること。
- (3) 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること。
- (4) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (5) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (6) 貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

2 貸付物件は河川区域内にあるため、河川法、同法施行令その他の関係法令の規定及び占用許可条件を遵守しなければならない。

3 借受人は、財産管理者（本契約書に定める者をいう。以下同じ。）が電源等の確保のため必要がある、又は利用環境の向上や地域活性化に資すると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、貸付物件に電気設備、地下埋設物その他の工作物を設置することができる。

4 借受人は、財産管理者が自動販売機設置等事業を行うため必要があると認め、書面で確認を取り交わしたときは、第1項の規定にかかわらず、貸付物件を第三者に転貸することができる。

（自動販売機等の設置等）

第4条 借受人は、次の各号に掲げる事項その他本契約書に定める個別条件を遵守して自動販売機設置等事業を行わなければならない。

- (1) 貸付期間を通じて、自動販売機等が常時使用可能な状態で設置されていること。
- (2) 設置する自動販売機は水道を使用しないものとし、ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種（年間消費電力量(カタログ値) 1, 131 kWh／年未満のものに限る。）とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。
- (3) 自動販売機等（借受人が前条の規定により設置する工作物を含む。以下同じ。）の設置及び維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者及び近隣住民の安全並びに周辺環境の保全に十分配慮すること。
- (4) 自動販売機の販売品（以下「販売品」という。）の在庫管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理及び近隣住民の生活に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。
- (5) 自動販売機の付近に原則として1個以上の飲料容器等の回収容器を設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して適正に処分すること。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）を遵守し、販売品の賞味期限等の衛生管理対策の徹底を図ること。
- (7) 川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）、川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（平成7年川崎市条例第11号）その他の関係法令を遵守すること。
- (8) 自動販売機等は、財産管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。

2 借受人は、貸付期間の開始後、速やかに指定の位置に自動販売機等を設置すること。

3 前項の自動販売機等の設置は、財産管理者の指示に従って行うものとし、設置後において財産管理者が、安全管理上支障があると認めた場合には、その指示に従い速やかに必要な措置を講じること。

（自動販売機等の移設等）

第5条 財産管理者が、財産管理上の事情等により、貸付物件として指定した位置を変更せざるを得ないと判断したときは、借受人に自動販売機等の移設を指示することができる。ただし、移設により著しく自動販売機設置等事業に影響が出ると想定される場合は、貸付人と借受人とが協議の上、その対応を決

定する。

- 2 財産管理者が、財産管理上の事情等により、自動販売機等の移設先を確保できないと判断したときは、借受人に当該自動販売機等の撤去を指示することができる。この場合、第23条による本件契約の全部又は一部の解除があったものとみなす。

- 3 第1項及び前項の指示による移設又は撤去は、借受人の負担において行うものとする。

(販売品)

第6条 販売品は、飲料とすること。ただし、財産管理者が認めた場合を除く。

- 2 酒税法(昭和28年法律第6号)第2条による酒類又はその類似品は、前項の規定に関わらず販売することができない。

(貸付料)

第7条 借受人は、本契約書に定める納入通知額の各納入年度分の貸付料を、貸付人が財産管理者ごとに発行する納入通知書により、貸付人に納入しなければならない。

- 2 借受人は、当初の年度分の貸付料にあっては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、それ以降の年度分の貸付料にあっては当該年度の4月30日までに、貸付人に納入しなければならない。ただし、それらの納入の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とする。

- 3 貸付人は、第20条の規定により本件契約が解除されたときは、既納の貸付料を借受人に返還しない。

(貸付料の改定)

第8条 貸付人は、貸付物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認めるときは、借受人に対して貸付料の増額を請求することができる。

- 2 貸付人が前項の規定に基づき、借受人に対して貸付料の増額を請求したときは、貸付人と借受人とが協議の上、その額を決定するものとする。

(貸付料の延滞料)

第9条 借受人は、第7条第2項の納入の期限とする日までに貸付料を納入しないときは、当該日の翌日から納入した日までの日数に応じ、その貸付料の金額に年14.5パーセントの割合で計算した金額(100円未満の端数があるとき又は当該金額が500円未満であるときは、その端数金額又は当該金額を切り捨てる。)を延滞料として、貸付人の発行する納付書により、貸付人に納付しなければならない。

(契約保証金)

第10条 借受人は、本件契約の締結と同時に、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の16に規定する契約保証金(以下「契約保証金」という。)として、本契約書に定める契約保証金の額を貸付人の発行する納付書により、貸付人に納付しなければならない。

- 2 第8条の規定により貸付料が増額された場合の契約保証金は、増額後の貸付料(契約金額)の10分の1以上(円未満切上げ)となるように、貸付料増額の日から改定されるものとし、借受人は、増額後の契約保証金の額と従前の契約保証金の額との差額を、貸付人の発行する納付書により、当該増額の日から30日以内に貸付人に納付しなければならない。ただし、増額後の貸付料(契約金額)と増額前の貸付料(契約金額)の差額が、増額前の貸付料(契約金額)の3割に満たない場合は、この限りでない。

- 3 貸付人が第20条の規定により本件契約を解除したとき、借受人が第23条第1項の義務を履行しないときは、契約保証金は貸付人に帰属する。

- 4 借受人は、前項の規定により契約保証金を貸付人に帰属させたことに対して、一切の異議申立て等を行うことができない。

- 5 貸付人は、本件契約の終了後、借受人の第23条第1項に規定する義務の履行(ただし書を適用する場合を含む。)を確認したときは、借受人の請求により遅滞なく納入されている契約保証金を借受人に返還する。ただし、第3項の規定により契約保証金が貸付人に帰属したときは、この限りではない。

- 6 前項の契約保証金には、利息を付さない。

- 7 借受人は、貸付人に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保を設定してはならない。

(充当の順序)

第11条 貸付人は、借受人が納入した金額がその合計額に満たないときは、第7条の貸付料(弁済期が到来しているものに限る。)、第9条の貸付料の延滞料、第10条の契約保証金について、納入時における名目を問わず、延滞料、契約保証金、貸付料の順に充当する。

- 2 借受人は、貸付人が前項に基づき充当したことについて、一切の異議申し立て等を行うことができない。

(貸付物件の引渡し)

第12条 貸付人は、貸付期間の初日に、貸付物件を現況有姿で借受人に引き渡すものとする。ただし、貸付人に前の貸付期間がある場合において、当該期間に係る借受人、川崎市及び借受人との間に協議が成立したときは、借受人が第23条に規定する返還に係る義務を引き継いだものとみなして、当該協議によって定める状態とすることができる。

(契約不適合)

第13条 借受人は、本件契約の締結後、貸付物件が品質を欠くものその他この契約にあたって借受人、貸付人が了知した内容に適合しないことを理由として、貸付料の減免、損害賠償及び修繕費等の請求をすることができないものとする。ただし、借受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合はこの限りでない。

(管理義務等)

第14条 借受人は、貸付物件の引渡し後は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件（貸付物件に設置された工作物を含む。次条から第25条において同じ。）を管理し、利用者及び近隣住民との間で紛争等が生じないように努めなければならない。

2 借受人が前項の義務を怠ったことにより、利用者、近隣住民その他の第三者に損害を与えた場合は、借受人がその賠償の責めを負うものとし、貸付人が借受人に代わってその賠償の責めを果たした場合には、貸付人は借受人に求償することができる。

(費用負担)

第15条 貸付物件の維持、保存、改良、修繕その他に要する費用は借受人の負担とする。ただし、借受人の責に帰することができない事由によるときは、貸付人と借受人の協議によりその負担を定めるものとする。

(滅失又は毀損の報告)

第16条 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合には、直ちに貸付人にその状況を報告しなければならない。

(滅失又は毀損の原状回復)

第17条 借受人は、その責に帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、借受人の負担において原状に回復しなければならない。

(資料の提出等)

第18条 借受人は、自動販売機設置等事業に係る各年度の売上実績（売上数量及び売上金額をいう。）を毎年4月30日まで（貸付期間が年度の途中で終了するときは、当該終了日の属する月の翌月末日まで）に貸付人に報告しなければならない。

2 貸付人は、その必要とする場合において、随時に前項の報告を求めることができる。

3 貸付人は、借受人が第3条に違反している疑いがあるとき、債権の保全上必要があるときは、借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができる。

4 借受人は、貸付人から前項の規定による請求があったときは、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(違約金)

第19条 借受人は、貸付期間中に、第3条及び前条に規定する義務に違反したときは、違約金として本契約書に定める貸付料（契約金額）の100分の30に相当する額（円未満切捨て）を貸付人に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、次条第2項又は第24条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈してはならない。

(契約の解除)

第20条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。

(1) 借受人が、納入期限後3か月以上にわたって貸付料の支払いを怠ったとき。

(2) 借受人が、第3条に定める事項に違反したとき。

(3) 借受人が、本件契約に定める義務を履行しないとき。

(4) 借受人が、自己の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して虚偽の申告等があったとき又は正当な理由がなく申告等を行わないとき。

(5) 借受人が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続について、借受人の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（借受人の取締役を含む。）によって、その申立てがなされたとき。

(6) 借受人の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。

- (7) 借受人が、川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (8) 借受人が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (9) この契約に関して、借受人が、委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (10) この契約に関して、借受人が、第7号又は第8号のいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、貸付人が借受人に対して当該契約の解除を求め、借受人がこれに従わなかったとき。
- 2 借受人は、前項の規定により貸付人が本件契約を解除した場合において、第10条第3項の規定により貸付人に帰属する契約保証金の額を超えて、貸付人に損害が生じるときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 借受人は、貸付人が第1項の規定により契約を解除したことに伴い発生した損失について、貸付人にその補償を請求することができない。
（貸付人の事情による契約の解除）
- 第21条 貸付人は、貸付期間中に公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、本件契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 貸付人は、前項の規定により本件契約の全部又は一部を解除したときは、本契約書に定める貸付物件の場所番号ごとの貸付料に基づき、貸付物件の返還を受けた日の翌日以降分の既納の貸付料を借受人に返還するものとする。
- 3 借受人は、第1項の規定により貸付人が本件契約を解除した場合において、借受人に損害（撤去にかかる費用を除く。）が生じるときは、貸付人にその補償を請求できるものとする。
（解除の申し入れ）
- 第22条 借受人は、やむを得ない事情がある場合は、貸付人に対して、書面により本件契約の解除を申し入れすることができる。
- 2 前項の解除の申し入れは、貸付期間の開始日から起算して1年6か月を経過する日以降の月末日を解除日として、当該解除日の6か月前までに行わなければならない。
（貸付物件の返還）
- 第23条 借受人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、貸付物件を引渡し時点（貸付人に前の貸付期間がある場合で、借受人が引き続き同じ貸付物件を使用している場合は、当初の引渡し時点）の原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人に次の貸付期間がある場合において、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることとなったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。
- (1) 貸付期間の満了による場合 貸付期間の満了の日
- (2) 第20条の規定により貸付人が本件契約を解除する場合 貸付人の指定する日
- (3) 第21条の規定により貸付人が本件契約を解除する場合 貸付人の指定する日
- (4) 前条の規定により借受人が本件契約を解除する場合 前条第2項で定める日
- 2 前項の返還は、貸付人の立会いの上で行うものとする。
- 3 借受人が貸付物件に電気設備等の工作物を設置し、また、軽易な工事等を行っている場合において、貸付人が認めた時は、第1項の規定にかかわらず、当該部分について貸付物件を原状に回復することなく貸付人に返還することができる。
- 4 貸付人は、借受人が第1項に規定する義務を履行しないときは、借受人が設置する自動販売機を移設し、事務管理をすることができるものとする。この場合において、借受人は、第10条第3項の規定により貸付人に帰属する契約保証金の額を超えて貸付人に費用が生じるときは、その超えた費用を貸付人に支払わなければならない。
（損害賠償）
- 第24条 借受人の責に帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合において、貸付人が負担して原状に回復したときは、借受人は、当該滅失し、又は毀損したことによる損害に相当する金額その他費用等を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。
（有益費等の請求権の放棄）
- 第25条 借受人は、貸付期間が満了したとき、第20条又は第21条第1項若しくは第22条の規定により本件契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及び

その他の費用がある場合においても、これを貸付人に請求することができない。

(自動販売機等の利用者等への対応)

第26条 借受人は、設置する自動販売機等に対応する窓口等の連絡先を掲示するとともに、自動販売機設置等事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任を持って解決しなければならない。

2 借受人は、自動販売機設置等事業に関する利用者からの苦情その他紛争が生じたときは、その費用を負担し、自らの責任において解決しなければならない。

(不当介入の排除)

第27条 借受人は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由なく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく貸付人に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(契約の費用)

第28条 本件契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第29条 借受人は、その住所又は氏名（法人の場合にあっては所在地又は名称）に変更があったときは、速やかに貸付人に届け出るものとする。

(疑義の決定)

第30条 本件契約に関して疑義が生じたとき又は定めのない事項の取扱いについては、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）等によるほか、貸付人と借受人とが協議の上、その内容を決定するものとする。

(合意管轄)

第31条 本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。